

相続放棄の^(しんじゅつ)申述をされる方へ

千葉家庭裁判所家事部

①相続放棄の申述とは

亡くなられた方(被相続人)から、プラスの財産もマイナスの財産も引き継がないという意思を家庭裁判所に申し述べる(申述書を提出する)ことです。

②必要書類

相続放棄の申述書に加えて、提出していただく書類があります。相続放棄の申述書以外の必要書類は、亡くなられた方(被相続人)と申述人(あなた)とのご関係により異なります。

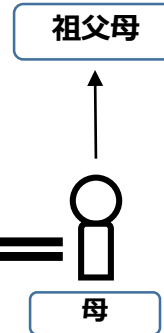
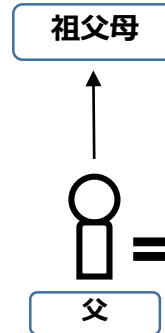
詳しくは次ページの一覧図で順位をご確認いただき、【留意点1】 【留意点2】 をご覧になったうえで、申述人(あなた)の順位に応じた必要書類をご用意ください。

配偶者が相続放棄の申述をする場合は【第一順位必要書類】のページをご覧ください。

一覧図(被相続人が日本人の場合)

※この一覧図は一般的な場合を記載したものです。

第2順位

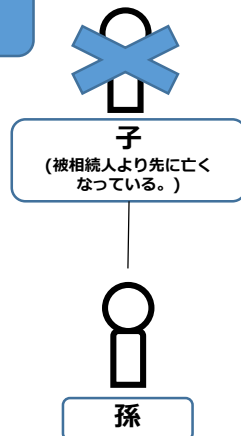


申述人が被相続人の父母または祖父母の場合

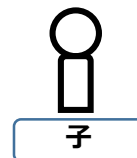
配偶者は常に相続人になります。



第1順位



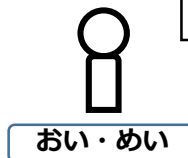
申述人が被相続人の子、孫の場合



第3順位



申述人が被相続人の兄弟姉妹、おい・めいの場合



【留意点1】 【留意点2】 をご覧になったうえで、申述人(あなた)の順位に応じた必要書類をご用意ください。

【留意点 1】

- (1)「戸籍謄本」に当たるものとして、「改製原戸籍謄本」、「除籍謄本」、「全部事項証明書」というものがあります。名称にかかわらず、取得したうえで提出してください。
- (2)戸籍謄本の提出に代えて、法定相続情報一覧図の提出でも差し支えありません。
- (3)必要に応じて、提出された戸籍謄本以外の戸籍謄本等の提出をお願いします。

【留意点2】

他の申述人が既に提出している戸籍謄本等については、重ねて提出していただく必要はありません。

例：同じ被相続人について相続放棄の申述をする場合、被相続人の死亡日の記載のある戸籍謄本や被相続人の住民票の除票が他の申述人から既に裁判所に提出されていれば、重ねて提出する必要はありません。

【第一順位必要書類】

(1)被相続人の住民票の除票または戸籍の附票

(2)被相続人の死亡日の記載のある戸籍謄本

(3)申述人の現在の戸籍謄本

※被相続人の子が被相続人より先に亡くなっているときは、亡くなっている子の子(孫)が相続人(代襲相続人)となります。

(4)(申述人が被相続人の孫の場合)被相続人の子の死亡日の記載のある戸籍謄本

配偶者が相続放棄の申述をする場合の必要書類は、上記(1)及び(2)の戸籍謄本等です。

【第二順位必要書類】

- (1)被相続人の住民票の除票または戸籍の附票
 - (2)被相続人の出生から死亡までの連続するすべての戸籍謄本
 - (3)申述人の現在の戸籍謄本
 - (4)被相続人の子(及びその代襲相続人(孫等))で死亡している方がいる場合、その方の出生から死亡までの連続するすべての戸籍謄本
- ※被相続人の祖父母は、父母が死亡しているか、父母の相続放棄の申述が受理されない限り、相続放棄の申述をすることができません。
- (5)(父母が死亡しており、申述人が祖父母が場合)父母の死亡日の記載のある戸籍謄本

【第三順位必要書類】

- (1)被相続人の住民票の除票または戸籍の附票
 - (2)被相続人の出生から死亡までの連続するすべての戸籍謄本
 - (3)被相続人の父母の死亡日の記載のある戸籍謄本
 - (4)申述人の現在の戸籍謄本
 - (5)被相続人の子(及びその代襲相続人(孫等))で死亡している方がいる場合、その方の出生から死亡までの連続するすべての戸籍謄本
- ※被相続人の兄弟姉妹が被相続人よりも先に亡くなっているときは、その子(おい・めい)が兄弟姉妹を代襲して相続人となります。
- (6)(申述人が被相続人のおい・めいの場合)被相続人の兄弟姉妹の死亡日の記載のある戸籍謄本

③申立手数料等

申述人(申立人) 1名につき

収入印紙 8 0 0 円分

郵便切手 1 1 0 円切手 3 枚

④注意事項

あなたが相続の開始を知った時から**3か月以内**に申述する(裁判所に相続放棄の申述書を提出する)必要があります。

申述書を郵送する場合は、3か月以内に裁判所に申述書が到着するように、余裕をもって提出してください。

※相続の開始を知った時から3か月以内に裁判所が申述書を受け付けていれば、その後に裁判所が相続放棄を認めた日が、相続の開始を知った時から3か月を超えていても問題ありません。

⑤申立(申述)先

亡くなられた方の**死亡時の住民票除票または戸籍附票記載の住所**を管轄する家庭裁判所です。

住民票除票か戸籍附票を見て、申立先を確認してください。

- ・亡くなられた方の**死亡時の住民票除票または戸籍附票記載の住所**

千葉市全区、習志野市、市原市、八千代市

〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央4-11-27

千葉家庭裁判所 家事訟廷事件係

- ・亡くなられた方の**死亡時の住民票除票または戸籍附票記載の住所**

佐倉市、成田市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、
印旛郡

〒285－0038 千葉県佐倉市弥勒町9 2
千葉県家庭裁判所佐倉支部

- ・亡くなられた方の**死亡時の住民票除票または戸籍附票記載の住所**

茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡

〒299－4397 千葉県長生郡一宮町一宮2 7 9 1
千葉県家庭裁判所一宮支部

- ・亡くなられた方の**死亡時の住民票除票または戸籍附票記載の住所**

松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市

〒271-8522 千葉県松戸市岩瀬無番地

千葉家庭裁判所松戸支部

- ・亡くなられた方の**死亡時の住民票除票または戸籍附票記載の住所**

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

〒292-0832 千葉県木更津市新田2-5-1

千葉家庭裁判所木更津支部

・亡くなられた方の**死亡時の住民票除票または戸籍附票記載の住所**

館山市、鴨川市、南房総市、安房郡

〒294-0045 千葉県館山市北条1073

千葉家庭裁判所館山支部

・亡くなられた方の**死亡時の住民票除票または戸籍附票記載の住所**

匝瑳市、銚子市、旭市(旧干潟町を除く)、東金市、山武市、
山武郡、大網白里市、香取郡のうち多古町

〒289-2144 千葉県匝瑳市八日市場イ2760

千葉家庭裁判所八日市場支部

- ・亡くなられた方の死亡時の住民票除票または戸籍附票記載の住所

香取市、旭市のうち旧干潟町、香取郡のうち神崎町、東庄町

〒287-0003 千葉県香取市佐原イ3375

千葉家庭裁判所佐原支部

- ・亡くなられた方の死亡時の住民票除票または戸籍附票記載の住所

市川市、船橋市、浦安市

〒272-8511 千葉県市川市鬼高2-20-20

千葉家庭裁判所市川出張所